

氷見市農業委員会 定例総会議事録
(令和7年度9月度)

- 1 日 時 令和7年9月1日(月)
開会：午後2時50分 閉会：午後4時15分
- 2 場 所 氷見市庁舎301会議室
- 3 出席委員 15名

1番	三島 幸浩	2番	両國 明美	3番	上野 和枝
4番	栗山 敬行	5番	平井 清一	6番	田中 昭一
7番	池田 貢	8番	宮木 克幸	9番	川上 三郎
10番	吉田 純夫	11番	森 久志	12番	高木 良治
13番	山本 善榮	14番	浮橋 勉	15番	向 悟司
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件 2件
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件 3件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について 2件
- 6 出席した事務局等職員 2名
局長 中川 道郎 主査 川上 一弘
- 8 総会の概要
はじめに、会長挨拶後、農業委員会憲章の朗読を**委員の主唱により、全員で唱和。会長が議長として進行し、委員全員の出席により、総会は成立していることを報告した。議事録署名委員として、**委員、**委員を指名。
- 議長 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件2件について、議長が事務局に説明を求めた。
- 事務局 (番号1番から2番まで説明)
1番は、8月度総会に諮って保留となり、再度審議する議案。
在留許可がある外国人が、農地法第3条の許可を得て、農地を取得したいとしている。農地法では、国籍要件、日本人でなければ農地を取得できることとはなっていない。
8月度総会後の8月2日もしくは3日に、申請者は本市農業委員会事務局の指導に従って、申請地の草刈りを行った。現在、現地は草を刈り

倒した状態となっている。

2番は、以前、氷見に住んでいた農地の所有者が、もう氷見に帰つてくることはないことから、氷見に移住して農業を実施している方に農地を贈与したいという内容。

議長

事務局説明後、議長が意見を求めた。

* * 委員

地元 * * 地区では、近年、不在地主が問題となっていて、土地改良事業を導入しようとしても、連絡が取れず事業に協力しないなど、事業の進展が見られない事例がある。

土地改良事業が計画され事業の承諾が必要な時、今回のように、所有者が外国人となる場合、連絡が取れずたいへんな労力となることが予想される。草刈りや農薬の使用、水利調整等に協力でしていただけるか不安だ。

申請者は、この土地で農業をしたいと言っているかもしれないが、申請地は草が刈り倒された状態となっていても、草の根が広がりとても稻作できる状態でない。

もしもこの農地の所有権移転を許可する場合には、本当に農業を行うのか、許可する前に田を作つてもらった実績を見て許可するというのはどうだろうか。

一方、 * * 地区で荒廃農地を農業できる農地に復元する取り組みを行つている地元企業に、更なる取り組みの拡大をお願いしたが難しかった。

* * 委員

現在のこの農地の所有者と話をすることができた。

この農地の所有者は農業をするつもりはない。

農地を取得したい申請者は、 * * 地区の宅地の取得に合わせてこの農地も取得したいとのことで、本人が農業をしたいと言っているのだからいいのではないか。

* * 委員

宅地の取得は完了しているのか。宅地の売買に合わせて農業をする気がないこの農地の所有者が農地ももらってほしいと持ち掛けたのだろう。

事務局

宅地の売買は確認できていない。

* * 委員

とても農業ができるように見えないので、もし中古車販売業の資材置き場にしたいのなら、転用許可を取ればいいのではないか。

事務局

この農地は農業振興地域内の農用地で、転用許可基準の集落接続の許可要件を満たさず、転用許可とはならないと考えられる。

* * 委員

この件は、「農地法第3条の許可の基準」に合致しないのではないか。

- 事務局 農地を取得したい申請者は、農業用機械については、「知人から借りる」、労働力については、「自分が高岡市から通う」、技術については、「知人から教えてもらうと答えている。
- * * 委員 知人というのは誰なんでしょうか。
- * * 委員 知人は誰なのか、具体的に説明を求めればどうか。
- * * 委員 現在でも荒地であることから、荒地にしておくよりは農業をしたいと言っている人にこの農地を渡せばどうか。
- * * 委員 もしも3条許可を得てこの農地を取得し、農業をせず放置しておいた場合に、罰則はあるのか。
- 事務局 農地を放置して草だらけにしたからと言って罰則はない。
もちろん転用許可なしに資材置き場などに転用した場合には罰則がある。
- * * 委員 農地の取得者から、絶対に農業しますといった念書をもらえばどうか。
- 事務局 3条許可申請書には、「地域の防除基準に従います。」「地域の水利調整に参加し、取決めを遵守します。」「地域の農地の利用調整に協力します。」「畔等の草刈りなど管理は徹底します。」と記載がある。
申請書とは別に念書の提出を求めて、効果があるかわからない。
- * * 委員 3条許可をした後、新しい農地の取得者に対し、事務局から毎年農業をしてくださいと呼びかけするというはどうか。
- 事務局 叫びかけできることはないが、農業をしなかったからといって罰則はないので効果があるかどうかわからない。
- * * 委員 そもそも農業をする気がない者やその疑念のある者に農業委員会として3条許可することはおかしい。
- * * 委員 水利の管理を行っている上* *の人はこの件を知っているのか。
- * * 委員 知らない可能性がある。
- * * 委員 * *地区の人に、春に実施する地域の側溝のドロ上げや6月7月の草刈りに参加してほしいなど参加要望の書類を作ってもらい、農地を取得したい人に同意の署名をもらえばどうか。

* * 委員 わかった。* * 地区の人に参加要望の書類を作つてもらい署名をもらえるかを見たい。

この件について、許可するかどうかの判断を 1 か月伸ばしてほしい。

議長 地元の農業委員から許可の判断を、来月の総会まで伸ばしてほしいと申し出があった。どうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、番号 1 は来月の総会まで判断を保留とすることとするが、番号 2 は許可することとしていいか。

(異議なしの声あり)

議長 第 1 号議題 農地法第 3 条の規定による許可申請について許可を与える件 2 件のうち、番号 2 は許可とし、番号 1 については、来月の総会まで判断を保留することとした。

議長 第 2 号議題 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について意見を付する件 3 件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局 (事務局が説明)

議長 先般 8 月 25 日に行われた* * 委員と事務局員による現地調査について、* * 委員に報告を求めた。

* * 委員 隣接地との境界が確定されており、排水路や周辺農地への影響に問題がないことを確認してきたこと、土地改良区からの同意も得られている旨の報告をした。

議長 議長は、意見を求めたが意見がなかつたため、第 3 号議題について、原案のとおり、許可相当の意見を付して県へ進達することとした。

議長 第 3 号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について 2 件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局 (事務局が説明)

議長 先般 8 月 25 日に行われた* * 委員と事務局員による現地調査について、* * 委員に報告を求めた。

* * 委員 隣接地との境界が確定されており、排水路や周辺農地への影響に問題がないことを確認してきたこと、土地改良区からの同意も得られている旨の報告をした。

議長 * * 委員から報告を受け、議長が委員に意見を求めた。

議長 議長は、意見がなかったため、第3号議題について、農用地利用計画の農用地区域からの除外願について承認し、県と協議することとした。

事務局 報告事項について説明した。

8月に久目地区の山間部の農地6,622m²について、登記地目を田から山林とする目的で、非農地認定を求められた。

山間部の農地が山林化していることについて、地元の農地利用最適化推進委員に確認を求め非農地の判断をした。

以上で氷見市農業委員会9月度定例総会を終了とした。

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年9月1日
議長

署名委員

署名委員